

静岡県訓令甲第9号

健康福祉部
保健所
動物管理指導センター

薬物による野犬の捕獲業務実施規程（昭和45年静岡県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p><u>健康福祉部</u> <u>保健所</u> <u>動物管理指導センター</u></p> <p>(実施の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、薬物を使用して野犬を捕獲しようとする保健所長（以下「<u>実施保健所長</u>」という。）は、あらかじめ実施計画書（別記様式第1号）を作成し、これを動物保護指導班を設置する保健所又は<u>動物管理指導センター</u>の長（以下「<u>設置保健所長等</u>」という。）に送付するものとする。</p>	<p><u>健康福祉部</u> <u>保健所</u> <u>動物愛護センター</u></p> <p>(実施の基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、薬物を使用して野犬を捕獲しようとする保健所長（以下「<u>実施保健所長</u>」という。）は、あらかじめ実施計画書（別記様式第1号）を作成し、これを動物保護指導班を設置する保健所又は<u>動物愛護センター</u>の長（以下「<u>設置保健所長等</u>」という。）に送付するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

「保健所職員」
別記様式第4号中（含動物保護指導班員）を県職員に改める。

附則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。